

広島県告示第四百三十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

令和八年四月九日

広島県知事 横 田 美 香

一 調査を行った者の名称

世羅郡世羅町

二 調査を行った期間

令和二年四月から令和四年三月まで

三 成果の名称

世羅町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

世羅町三郎丸・中原の一部

五 認証年月日

令和八年三月二十七日